

「監査結果に基づき知事等が講じた措置」の報告について

監査委員は、第四回都議会定例会に「令和5年 監査結果に基づき知事等が講じた措置（第2回）」を報告しました。

これは、これまでに行った指摘事項、意見・要望事項について、年2回、知事等関係機関が実施した改善内容の通知を受け、公表するものです。

報告書に取りまとめた措置事例については、全庁的な周知を行うなど、各職場で実効性ある再発防止策が講じられるよう取り組んでまいります。

1 改善状況

未改善であった指摘事項、意見・要望事項179件のうち、136件が改善済みとなりました。

2 措置内容の例

- 変電所の受変電設備の整備において、受変電設備がアンカーボルトにより適切に固定されておらず、地震発生時に移動又は転倒するおそれがありました。
⇒ 補強工事を完了しました。また、監査指摘を事例集にまとめ、これを活用した職場研修を定期的を実施することで、再発防止を図ることとしました。
(P. 6、P. 26)
- 事業所における業務用スマートフォンの運用に当たり、データの盗難防止措置が設定されていなかったため、端末が紛失した場合、情報漏えいのリスクがありました。
⇒ 新たに制定した端末等利用の手引に基づき、紛失時に遠隔からデータを消去できるようにしました。(P. 7、P. 36)
- 都有施設におけるAED（自動体外式除細動器）について、設置者が行うべき点検や消耗品の交換が行われておらず、正常に動作しないおそれがありました。
⇒ AED本体の耐用期限が近づいていたことから、AED本体ごと買い替えたほか、点検を実施することとしました。
(P. 7、P. 42)

◎ 報告の内容は、監査事務局ホームページでも公表しています。

監査事務局ホームページ：<https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>

◎ 過去の指摘事例、改善措置は「監査指摘・改善措置等検索システム」で確認できます。

監査指摘・改善措置等検索システム：<https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/search/>